

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 28 年 3 月 25 日 (金) 号外第 3 2 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則（9）（業務効率推進課）・・・・・・・・・・ 3
	現業職員就業規則の一部を改正する規則（10）（人事企画課）・・・・・・・・・・ 4
	鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（11）（業務効率推進課）・・・・・・・・・・ 6
◇ 訓 令	鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令（4）（政策法務課）・・・・・・・・ 14

## ==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の新設について

## 1 規則の新設理由

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例が制定されたことに伴い、個人番号の独自利用事務の具体的内容を定める。

## 2 規則の概要

- (1) 生活保護に準じて行う外国人に対する措置に関する事務で個人番号を利用するものは、当該措置の決定、変更、停止又は廃止に関する事務等とする。
- (2) 心身障害者扶養共済制度の実施に関する事務で個人番号を利用するものは、掛金の徴収に関する事務とする。
- (3) 療育手帳の交付に関する事務で個人番号を利用するものは、療育手帳の交付又は返還に関する事務等とする。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

◇現業職員就業規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

高齢者部分休業制度が非現業職員に導入されたことに鑑み、現業職員に高齢者部分休業の制度を導入する。

## 2 規則の概要

- (1) 現業職員は、非現業職員の例により、高齢者部分休業の承認を受けることができる。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

◇鳥取県行政組織規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

女性の職業生活における活躍の推進体制を強化するほか、新たな行政課題に対応するため、県の行政組織を改める。

## 2 規則の概要

- (1) 元気づくり総本部元気づくり推進局に女性活躍推進課を置く。
- (2) 観光交流局及び生活環境部に山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館を置く。
- (3) 福祉保健部に福祉監査指導課を置く。
- (4) 内部組織、所掌事務、附属機関等について所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成28年4月1日とする。
  - イ 鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則及び鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則について、所要の規定の整備を行う。

# 規 則

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第9号

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成28年鳥取県条例第9号。以下「条例」という。）別表第1の規則で定める事務を定めるものとする。

(外国人に対する措置に関する事務)

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護に準じて行う措置（以下「保護措置」という。）の決定又は変更に関する事務

(2) 保護措置の停止又は廃止に関する事務

(3) 保護措置の実施に必要な資料の提供又は報告の求めに関する事務

(4) 保護措置に要する費用等の返還の請求又は徴収に関する事務

(心身障害者扶養共済制度の実施に関する事務)

第3条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号）第5条の掛金の徴収に関する事務とする。

(療育手帳の交付に関する事務)

第4条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 療育手帳の交付（再交付を含む。）又は返還に関する事務

(2) 氏名又は居住地の変更に係る届出の受理に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

現業職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第10号**

現業職員就業規則の一部を改正する規則

現業職員就業規則（昭和45年鳥取県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号。以下「<u>条例</u>」という。）第1条第2項に規定する現業職員（<u>知事の事務部局の職員に限る。</u>以下「職員」という。）の労働条件に関しては、法令に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(育児部分休業)</p> <p>第3条 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条の規定の適用を受ける者の例により、<u>条例第15条第2項に規定する部分休業の承認を受けることができる。</u></p> <p>(修学部分休業及び高齢者部分休業)</p> <p>第4条 職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2又は第26条の3の規定の適用を受ける者の例により、<u>修学部分休業又は高齢者部分休業の承認を受けることができる。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）第1条第2項に規定する現業職員（以下「職員」という。）の労働条件に関しては、法令に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(育児部分休業)</p> <p>第3条 職員<u>の育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）</u>については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p> <p>(修学部分休業)</p> <p>第4条 職員<u>の修学部分休業（当該職員が修学のため、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）</u>については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

2 現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）<u>第1条</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）<u>に基づ</u></p>

<p><u>第2項に規定する現業職員（知事の事務部局の職員に限る。以下「職員」という。）の給与の額及びその支給方法等について定めるものとする。</u></p> <p>（給与からの控除） <u>第7条</u> 略</p> <p>（雑則） <u>第8条</u> 略</p>	<p><u>き、現業職員（以下「職員」という。）の給与の額及びその支給方法等について定めるものとする。</u></p> <p><u>（修学部分休業取得中の給与）</u> <u>第7条</u> 職員が現業職員就業規則（昭和45年鳥取県規則第67号）第4条に規定する修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与については、地方公務員法第26条の2の規定の適用を受ける者の例による。</p> <p>（給与からの控除） <u>第8条</u> 略</p> <p>（雑則） <u>第9条</u> 略</p>
--	--

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第11号**

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																																																																				
<p>(機関の分類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方機関とは、次に掲げる機関をいう。 (1)～(3) 略 (4) 法第244条第1項の規定に基づき設置される公の施設（鳥取県衛生環境研究所、<u>鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館及び鳥取県立農業大学校を除く。</u>）</p> <p>4 略</p> <p>(課及び課内室等の設置)</p> <p>第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局</th> <th>部内局</th> <th>課</th> <th>課内室等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">元気づくり総本部</td> <td rowspan="2"></td> <td>とっとり元気戦略課</td> <td><u>共生社会プロジェクト推進室</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>元気づくり推進局</td> <td><u>女性活躍推進課</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">観光交流局</td> <td rowspan="2"></td> <td>観光戦略課</td> <td><u>国際観光誘客室</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">福祉保健部</td> <td rowspan="2"></td> <td>福祉保健課</td> <td><u>くらし応援対策室</u></td> </tr> <tr> <td>福祉監査指導課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		部局	部内局	課	課内室等	元気づくり総本部		とっとり元気戦略課	<u>共生社会プロジェクト推進室</u>	略		元気づくり推進局	<u>女性活躍推進課</u>		略			略				観光交流局		観光戦略課	<u>国際観光誘客室</u>	略		福祉保健部		福祉保健課	<u>くらし応援対策室</u>	福祉監査指導課		略			<p>(機関の分類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方機関とは、次に掲げる機関をいう。 (1)～(3) 略 (4) 法第244条第1項の規定に基づき設置される公の施設（鳥取県衛生環境研究所、<u>鳥取県立消費生活センター及び鳥取県立農業大学校を除く。</u>）</p> <p>4 略</p> <p>(課及び課内室等の設置)</p> <p>第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局</th> <th>部内局</th> <th>課</th> <th>課内室等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">元気づくり総本部</td> <td rowspan="2"></td> <td>とっとり元気戦略課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>元気づくり推進局</td> <td><u>男女共同参画推進課</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">観光交流局</td> <td rowspan="2"></td> <td>観光戦略課</td> <td><u>観光誘客室 山陰海岸世界ジオパーク推進室（生活環境部緑豊かな自然課と共管）</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">福祉保健部</td> <td rowspan="2"></td> <td>福祉保健課</td> <td><u>法人施設指導室</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		部局	部内局	課	課内室等	元気づくり総本部		とっとり元気戦略課		略		元気づくり推進局	<u>男女共同参画推進課</u>		略			略				観光交流局		観光戦略課	<u>観光誘客室 山陰海岸世界ジオパーク推進室（生活環境部緑豊かな自然課と共管）</u>	略		福祉保健部		福祉保健課	<u>法人施設指導室</u>	略	
部局	部内局	課	課内室等																																																																			
元気づくり総本部		とっとり元気戦略課	<u>共生社会プロジェクト推進室</u>																																																																			
		略																																																																				
	元気づくり推進局	<u>女性活躍推進課</u>																																																																				
	略																																																																					
略																																																																						
観光交流局		観光戦略課	<u>国際観光誘客室</u>																																																																			
		略																																																																				
福祉保健部		福祉保健課	<u>くらし応援対策室</u>																																																																			
		福祉監査指導課																																																																				
	略																																																																					
部局	部内局	課	課内室等																																																																			
元気づくり総本部		とっとり元気戦略課																																																																				
		略																																																																				
	元気づくり推進局	<u>男女共同参画推進課</u>																																																																				
	略																																																																					
略																																																																						
観光交流局		観光戦略課	<u>観光誘客室 山陰海岸世界ジオパーク推進室（生活環境部緑豊かな自然課と共管）</u>																																																																			
		略																																																																				
福祉保健部		福祉保健課	<u>法人施設指導室</u>																																																																			
		略																																																																				

		長寿社会課	
	略		
生活環境部		略	
		緑豊かな自然課	
	略		
くらしの安心局		略	
		住まいまちづくり課	景観・建築指導室
観光交流局・生活環境部		山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館	
商工労働部		略	
	雇用	労働政策課	高度技能開発室
	人材局	略	
略			
県土整備部		県土総務課	建設業・入札制度室 用地室
	略		

(元気づくり総本部各課の所掌事務)

第6条の2 元気づくり総本部各課及び子育て王国推進局の所掌事務は、次のとおりとする。

とっとり元気戦略課

(1)～(3) 略

(4) 地方創生に係る共生社会プロジェクトの総合調整に関すること。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

広域連携課

(1)～(3) 略

(4) 国土形成計画に関すること。

広報課～元気づくり推進局参画協働課 略

		長寿社会課	地域支え愛推進室
	略		
生活環境部		略	
		緑豊かな自然課	山陰海岸世界ジオパーク推進室 (観光交流局観光戦略課と共管)
	略		
くらしの安心局		略	
		住まいまちづくり課	景観・建築指導室
商工労働部		略	
	雇用	労働政策課	
	人材局	略	
略			
県土整備部		県土総務課	用地室
	略		

(元気づくり総本部各課の所掌事務)

第6条の2 元気づくり総本部各課及び子育て王国推進局の所掌事務は、次のとおりとする。

とっとり元気戦略課

(1)～(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

広域連携課

(1)～(3) 略

広報課～元気づくり推進局参画協働課 略

元気づくり推進局男女共同参画推進課

(1) 男女共同参画社会の実現のための施策の企画、連絡調整及び推進に関すること。

(2) 男女の労働環境の整備及び仕事と家庭の両立

<p style="text-align: center;"><u>元気づくり推進局女性活躍推進課</u></p> <p>(1) <u>男女共同参画社会の実現のための施策の企画、連絡調整及び推進に関すること。</u></p> <p>(2) <u>女性の職業生活における活躍の推進に関する施策の企画、連絡調整及び推進に関すること。</u></p> <p>(3) <u>男女共同参画センターに関すること（人権局人権・同和対策課と共管）。</u></p> <p style="text-align: right;">東部振興監東部振興課・子育て王国推進局 略</p> <p>(総務部各課の所掌事務)</p> <p>第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">総務課～行政監察・法人指導課 略</p> <p style="text-align: right;">情報政策課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>小規模な有線電気通信設備を用いる放送に関すること。</u></p> <p style="text-align: right;">東京本部～行財政改革局福利厚生課 略</p> <p style="text-align: right;">人権局人権・同和対策課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 男女共同参画センターに関すること（元気づくり推進局女性活躍推進課と共管）。</p> <p>(5) 略</p> <p>(地域振興部各課の所掌事務)</p> <p>第8条 地域振興部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">地域振興課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p style="text-align: right;">交通政策課～スポーツ課 略</p> <p>(観光交流局各課の所掌事務)</p> <p>第8条の2 観光交流局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">観光戦略課</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>支援の促進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(3) <u>男女共同参画センターに関すること（人権局人権・同和対策課と共管）。</u></p> <p style="text-align: right;">東部振興監東部振興課・子育て王国推進局 略</p> <p>(総務部各課の所掌事務)</p> <p>第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">総務課～行政監察・法人指導課 略</p> <p style="text-align: right;">情報政策課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p style="text-align: right;">東京本部～行財政改革局福利厚生課 略</p> <p style="text-align: right;">人権局人権・同和対策課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 男女共同参画センターに関すること（元気づくり推進局男女共同参画推進課と共管）。</p> <p>(5) 略</p> <p>(地域振興部各課の所掌事務)</p> <p>第8条 地域振興部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">地域振興課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>国土形成計画に関すること。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p style="text-align: right;">交通政策課～スポーツ課 略</p> <p>(観光交流局各課の所掌事務)</p> <p>第8条の2 観光交流局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">観光戦略課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>山陰海岸ジオパークに関すること（緑豊かな</u></p>
--	--



(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

交流推進課・まんが王国官房 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健課

(1)～(7) 略

(8) 生活困窮者の自立支援及び子どもの貧困対策に関すること。

(9)～(18) 略

(19) 地域福祉の推進に関すること。

(20) 民生委員に関すること。

(21) 福祉保健事務所、福祉事務所、保健所及び福祉人材研修センターに関すること。

(22) 略

(23) 略

(24) 略

福祉監査指導課

(1) 社会福祉法人の指導監督に関すること。

(2) 生活保護に関すること。

障がい福祉課 略

長寿社会課

(1)～(4) 略

(5) 養護老人ホームに関すること。

子育て王国推進局子育て応援課～健康医療局医療指導課 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境立県推進課～循環型社会推進課 略

緑豊かな自然課

(1)～(6) 略

(7) 略

(8) 略

自然課と共管)。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

交流推進課・まんが王国官房 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健課

(1)～(7) 略

(8) 生活保護及び生活困窮者の自立支援に関すること。

(9)～(18) 略

(19) 社会福祉法人の指導監督に関すること。

(20) 福祉保健事務所、福祉事務所及び保健所に関すること。

(21) 略

(22) 略

(23) 略

障がい福祉課 略

長寿社会課

(1)～(4) 略

(5) 養護老人ホーム及び福祉人材研修センターに関すること。

(6) 地域福祉の推進に関すること。

(7) 民生委員に関すること。

子育て王国推進局子育て応援課～健康医療局医療指導課 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境立県推進課～循環型社会推進課 略

緑豊かな自然課

(1)～(6) 略

(7) 山陰海岸ジオパークに関すること(観光戦略課と共管)。

(8) 略

(9) 略

砂丘事務所・くらしの安心局くらしの安心推進課  
略

くらしの安心局消費生活センター

- (1) 消費者安全の確保に関すること。
- (2) 消費者教育の推進に関すること。
- (3) 生活関連物資の需給又は価格の安定に関する  
こと。
- (4) その他消費者の利益の擁護及び増進に関する  
こと。

くらしの安心局住まいまちづくり課 略

(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の所掌事務)

第10条の2 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の  
所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 山陰海岸ジオパークの調査研究に関するこ  
と。
- (2) 山陰海岸ジオパークの保全及び利用促進に関  
すること（砂丘事務所の所掌に属するものを除  
く。）。
- (3) 山陰海岸ジオパークを活用した地域の活性化  
に関すること。

(商工労働部各課の所掌事務)

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおり  
とする。

商工政策課～通商物流課 略

雇用人材局労働政策課

- (1)～(3) 略
- (4) 職業能力の開発及び高度化に関すること。
- (5)・(6) 略

雇用人材局就業支援課 略

(課内室等の所掌事務)

第15条 課内室等の所掌事務は、課の長が定め、主管  
する部局の長（以下「主管部局長」という。）及び  
知事に報告しなければならない。これを変更したと  
きもまた同様とする。

2 略

(内部組織)

第110条の7 園芸試験場に果樹研究室、野菜研究  
室、花き研究室、環境研究室、砂丘地農業研究セン  
ター、弓浜砂丘地分場、河原試験地及び日南試験地  
を置く。

砂丘事務所・くらしの安心局くらしの安心推進課  
略

くらしの安心局消費生活センター

- (1) 消費生活の安定及び向上に関すること。
- (2) 消費者の支援に関すること。
- (3) 生活関連物資等の需給に関すること。
- (4) 貯蓄及び生活設計の啓発に関すること。

くらしの安心局住まいまちづくり課 略

(商工労働部各課の所掌事務)

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおり  
とする。

商工政策課～通商物流課 略

雇用人材局労働政策課

- (1)～(3) 略
- (4) 職業能力の開発及び向上に関すること。
- (5)・(6) 略

雇用人材局就業支援課 略

(課内室等の所掌事務)

第15条 総室内室及び課内室等の所掌事務は、課の長  
が定め、主管する部局の長（以下「主管部局長」と  
いう。）及び知事に報告しなければならない。これ  
を変更したときもまた同様とする。

2 略

(内部組織)

第110条の7 園芸試験場に果樹研究室、野菜研究  
室、花き研究室、環境研究室、生物工学研究室、砂  
丘地農業研究センター、弓浜砂丘地分場、河原試験  
地及び日南試験地を置く。

(附属機関の庶務担当機関)

第159条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

附属機関	庶務担当機関
略	とっとり元気戦略課
鳥取県パートナー県政推進会議	
鳥取県県民投票選択肢等検討委員会	県民課
略	
とっとりズム推進委員会	元気づくり推進局参画協働課
鳥取県男女共同参画推進員	元気づくり推進局女性活躍推進課（委員の任免に関することに限る。） 男女共同参画センター（元気づくり推進局女性活躍推進課が担当する事務を除く。）
鳥取県男女共同参画審議会	元気づくり推進局女性活躍推進課
鳥取県男女共同参画推進企業認定委員会	
略	
鳥取県救急搬送高度化推進協議会	略 健康医療局医療政策課（傷病者の受入れに関することに限る。）
鳥取県行政不服審査会	政策法務課
略	
略	行財政改革局人事企画課
鳥取県知事等の給与に関する有識者会議	
略	
子育て王国とっとり会議	子育て王国推進局子育て応援課
とっとり型の保育のあり方研究会	
略	
略	
略	緑豊かな自然課

(附属機関の庶務担当機関)

第159条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

附属機関	庶務担当機関
略	とっとり元気戦略課
鳥取県パートナー県政推進会議	
略	
鳥取力創造運動推進委員会	元気づくり推進局参画協働課
鳥取県男女共同参画推進員	元気づくり推進局男女共同参画推進課（委員の任免に関することに限る。） 男女共同参画センター（元気づくり推進局男女共同参画推進課が担当する事務を除く。）
鳥取県男女共同参画審議会	元気づくり推進局男女共同参画推進課
鳥取県男女共同参画推進企業認定委員会	
略	
鳥取県救急搬送高度化推進協議会	略 健康医療局医療政策課（傷病者の受入れに関することに限る。）
略	
略	行財政改革局人事企画課
鳥取県知事等の給与に関する有識者会議	
鳥取県事業棚卸し評価者会議	行財政改革局業務効率推進課
略	
子育て王国とっとり会議	子育て王国推進局子育て応援課
略	
略	
略	緑豊かな自然課

鳥取県外来種検討委員会		鳥取県外来種検討委員会	
略		鳥取県氷ノ山グリーンエコリゾート推進協議会	
略		略	
略	くらしの安心局住まい	略	くらしの安心局住まい
鳥取県景観審議会	まちづくり課	鳥取県景観審議会	まちづくり課
鳥取県住生活基本計画検討委員会		略	商工政策課
略	商工政策課	略	商工政策課
鳥取県経済・雇用振興キャビネット		鳥取県経済・雇用振興キャビネット	
鳥取県雇用創造1万人推進会議		鳥取県雇用創造1万人推進会議	
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会	産業振興課	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会	産業振興課
略		鳥取県オープンデータ・ビッグデータ活用検討会	
略		略	
略		略	
2 略		2 略	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部改正)

2 鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成18年鳥取県規則第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(年度計画の記載事項等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 法人は、年度計画を変更したときは、変更の内容及びその理由を記載した届出書に変更後の年度計画を添付して、遅滞なく所管課長（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された課のうち当該法人を所管するものの長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</p>	<p>(年度計画の記載事項等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 法人は、年度計画を変更したときは、変更の内容及びその理由を記載した届出書に変更後の年度計画を添付して、遅滞なく所管課長（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された課及び総室内室のうち当該法人を所管するものの長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</p>

(鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部改正)

- 3 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）の一部を次のように改正する。  
様式第3号の2中「建設業担当」を削る。

# 訓 令

## 鳥取県訓令第 4 号

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書の管理に関する規程（平成24年鳥取県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第 2 条第 2 項に規定する本庁（<u>同規則第 6 条の表第 3 欄に掲げる東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、衛生環境研究所、砂丘事務所、消費生活センター、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館及び農業大学</u>校（以下「特定機関」という。）を除く。）及び鳥取県会計管理者組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第 2 条第 1 項の規定により設置された局をいう。</p> <p>(2)～(17) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第 2 条第 2 項に規定する本庁（<u>総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋代表部、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター及び農林水産部農業大学</u>校（以下「特定機関」という。）を除く。）及び鳥取県会計管理者組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第 2 条第 1 項の規定により設置された局をいう。</p> <p>(2)～(17) 略</p> <p>2 略</p>

### 附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。